

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月8日

住 所 千葉県八千代市緑が丘一丁目 1120 番地 3  
事業者名 東葉高速鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中 剛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
- ・ 駅構内の点状ブロックは全駅で整備済みであるが、旧規格のブロックが一部に残っていることから、今後の大規模改修時に現在の基準に適合したものに置き換えていく。
  - ・ 可動式ホーム柵（ホームドア）については、設置や車両改造に多額の費用を要すること等から具体的な整備計画は持っていないが、今後も情報収集に努め、会社の資金収支の状況を踏まえて検討していく。
  - ・ 段差解消に向けた整備事項（スロープの設置など）  
現在の整備状況 全8駅1ルート設置済み
  - ・ トイレのバリアフリー化に関する事項  
現在の多機能トイレ、オストメイトの整備状況 全8駅設置済み
- (2) 役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練等、広報・啓発に関する事項
- ・ 新たに配属された駅係員に対し、障害者の接遇に関する民間資格（サービス介助士）の資格を取得させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備の取扱い教育	駅係員に対してバリアフリー設備の取扱いに関する教育を実施する。
バリアフリー設備の定期点検の実施	エレベーター等の設備について定期的に点検を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
係員による声かけ・サポートの実施	お客様が安心して鉄道をご利用いただけるよう、係員が積極的にお声がけを行い、必要なサポートを行う。
サービス介助士資格を持つ係員の配置	全駅に障害者の接遇に関する民間資格（サービス介助士）を持つ係員を配置する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資格の取得促進	新たに配属された駅係員に対し、サービス介助士の資格を取得させる。
接遇研修の実施	介助を必要とされるお客様が安全、安心してご利用いただけるよう教育を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客への周知	マナーキャンペーン期間を中心に、高齢者障害者等用施設等の適正利用について、車内放送や駅でのポスター掲出を行う。

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし
------

### Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

### Ⅴ 計画書の公表方法

当社のウェブサイトに掲載する。
-----------------

### Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。